

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月3日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 中野 裕也

1 契約の概要

港湾局管理用地内交通安全施設(車線境界線、外側線等)の設置

2 施工場所

大さん橋ふ頭1号線(中区海岸通1丁目)

金沢木材ふ頭1号幹線(金沢区幸浦1丁目)

南本牧ふ頭2号線(中区南本牧)

ほか

3 契約日

令和6年1月15日

4 施工期間

令和6年1月15日から令和6年3月29日

5 契約金額

¥18,700,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社ロードサービス 代表取締役 飯野 茂

横浜市中区海岸通4-23

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

他都市において横断歩道の白線の摩耗が原因で交通事故が起きたとして、原告側が管理者と運送会社を相手取り提訴し、管理者が一部責任を認めた和解が成立しました。

これを受け、港湾局管理の港湾道路で白線の状況を調査し、白線等の交通安全対策を実施する必要性を確認し、歩行者及び車両の生命・財産を守るため、緊急的な対応が必要と判断したため。

8 契約の相手方の選定理由

本市の有資格者名簿に工種「区画線・標識」で登録している市内業者の内、緊急性を要し施工場所を熟知している必要があることから中区または金沢区に本社がある業者（3社）で、かつ本市の契約実績が多い業者の中から施工可能な業者を選定しました。

9 所管課

港湾局港湾管理部施設管理課